

## 規制の事前評価書

### 1 規制の名称

一定の病気を理由に免許を取り消された場合における免許再取得時の試験の一部免除

### 2 担当部局

警察庁交通局運転免許課

### 3 評価実施時期及び分析対象期間

(1) 評価実施時期

平成25年3月

(2) 分析対象期間

平成24年1月から規制の新設に係る条項の施行の1年後までの間

### 4 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制の目的及び必要性

現行制度においては、一定の病気に該当することを理由に運転免許（以下「免許」という。）を取り消された者は、症状が改善したとしても、免許を再取得するためには、適性試験、技能試験及び学科試験に合格しなければならないこととされているところ、この負担の大きさが、免許の取得時や運転免許証の更新時等における正しい症状の申告を妨げていることが考えられる。

このような者は、病気に罹患したという本人に帰責性のある法規違反等の事由によらず免許を取り消された者であることを踏まえ、免許の再取得に係る負担を軽減することにより、正しい申告を促進する必要がある。

(2) 規制の内容

一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が免許を再取得しようとする場合は、技能試験及び学科試験を免除することとする。

### 5 法令の名称・関連条項とその内容

現行の道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第97条（運転免許試験の方法）及び第97条の2（運転免許試験の免除）

### 6 想定される代替案

一定の病気に該当する者であることを理由に免許を取り消された日から起算して3年を経過していない者が免許を再取得しようとする場合は、運転免許試験の全て（適性試験、技能試験及び学科試験）を免除することとする。

## 7 規制の費用

### (1) 遵守費用

改正案及び代替案について、新たな遵守費用は想定できない。

### (2) 行政費用

改正案及び代替案について、新たな行政費用は想定できない。

### (3) その他の社会的費用

改正案については、一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された者は、自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気に罹患したという医学的適性が問題とされて免許を取り消されたものであり、自動車等の運転に必要な技能又は知識に問題があったわけではないことから、再取得時に技能試験及び学科試験を免除することとしたとしても、道路交通に特段の危険を生じさせるものではないため、新たな社会的費用はほとんど生じない。

代替案については、一定の病気に該当することを理由に免許を取り消された者は、自動車等の運転に必要な技能又は知識に問題がない者と考えられるが、時間の経過により、視力等自動車等の運転に必要な身体的能力については低下するおそれがあるため、このような者に対して適性試験を行わずに免許を取得させることとすれば、道路交通の安全を確保できないおそれがあり、新たな社会的費用が一定程度生じると認められる。

## 8 規制の便益

改正案については、免許の再取得に係る負担を軽減することにより、病状に関する正しい申告を促進し、これを臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気等に該当する者を道路交通の場から排除することにより、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防止することが可能となる。

代替案についても、免許の再取得に係る負担を軽減することにより、病状に関する正しい申告を促進し、これを臨時適性検査の端緒として活用し、運転適性を備えていない一定の病気等に該当する者を道路交通の場から排除することにより、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防止することが可能となる。

## 9 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

まず、改正案の費用と便益を比較すると、費用はほとんど生じないのに対し、便益の点では、一定の病気等に起因する交通事故を未然に防止する効果が期待できるところであり、費用以上の便益があるものと評価することができる。

また、改正案と代替案を比較すると、便益の点では両者ともほとんど差がないのに対し、費用の点では、適性試験を行わずに免許を取得させることにより、交通の安全を確保できなくなるおそれが高い代替案は改正案よりも社会的費用が大きいということが出来る。したがって、代替案よりも改正案を選択することが妥当であると評価することができる。

## 10 有識者の見解その他の関連事項

平成24年6月から10月にかけて「一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者検討会」(座長：藤原静雄中央大学法科大学院教授)において、一定の症状等に係る運転免許制度の在り方に関して幅広く検討が行われ、平成24年10月に提言が取りまとめられたところ、同提言において、本規制を導入すべきである旨の言及がなされている。

## 11 レビューを行う時期又は条件

改正法の施行後、規制の適用状況、試験の一部免除を受けた者による交通事故の発生状況、免許申請時等における病気の症状に関する回答の状況等を勘案し、本規制によってもなお一定の病気等に起因する交通事故の抑止が困難な情勢に至った場合等必要と認められる時期にレビューを行う。